

「介護サービス情報の公表」制度における調査に係る手順

1 目的

「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針（平成24年8月21日施行、以下「指針」という。）4の規定に基づき、調査に係る手順を定める。

2 調査の申込

指針1により、自ら調査を希望する事業者（以下「調査希望事業者」という。）は、当該年度における介護サービス情報に係る報告を終えた後に、別紙様式1により、青森県健康福祉部高齢福祉保険課（以下「県」という。）に調査を申し込むこととする。

3 調査依頼

県は、調査の申し込みを受けた場合は、県が指定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）に調査事務を依頼することとする。

4 調査

（1）調査の実施

指定調査機関は、3の依頼に基づき、調査希望事業者と調査日程等を調整の上調査を実施することとする。

（2）一体的な調査

介護サービスの種類に応じ、別紙1に定めるものについては一体的に調査を実施することとする。

（3）調査の結果

指定調査機関は、調査の結果を県及び県が指定する指定情報公表センターに報告することとする。

5 手数料の納付

調査希望事業者は、2の調査の申込の際に、調査に係る手数料を納付することとする。

附則 この手順は、平成24年10月26日から施行する。

附則 この手順は、平成28年8月1日から施行する。

附則 この手順は、平成30年7月17日から施行する。

附則 この手順は、令和元年7月12日から施行する。

(別紙1)

一体的な調査の対象となる介護サービス一覧

1. 訪問介護＋夜間対応型訪問介護
2. 訪問入浴介護（予防を含む）
3. 訪問看護（予防を含む）＋療養通所介護
4. 訪問リハビリテーション（予防を含む）
5. 通所介護＋地域密着型通所介護＋療養通所介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）
6. 通所リハビリテーション（予防を含む）＋療養通所介護
7. 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8. 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
9. 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型））（予防を含む））＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
10. 福祉用具貸与（予防を含む）＋特定福祉用具販売（予防を含む）
11. 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
12. 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
13. 居宅介護支援
14. 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護（予防を含む）＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
15. 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
16. 介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）
17. 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）（予防を含む）